令和９年度 下関市奨学金奨学生募集要領

下関市では、有用な人材を育成することを目的として、向学心があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対し、奨学金として学資を貸し付けています。

１　採用予定人数

大学・短大 …… ６人程度　　高校・高専 …… ３人程度

２　応募要件

次のいずれにも該当する者が対象です。

（１）大学・短期大学に入学する者、又は高等学校・中等教育学校の後期課程・高等専門学校に入学する者（既に入学している者を含む。）

（２）申請時において市内に住所を有する者

（３）表１に示す評定平均値が３．０以上である者

（４）経済的な理由により修学が困難な者（生計維持者(※)の所得基準は、表２を参照）

（５）独立行政法人日本学生支援機構、公益財団法人山口県ひとづくり財団奨学センター等によるこの奨学金と同種の奨学金を受けていないこと。

※生計維持者とは、生徒・学生の学費や生活費を負担する人を指し、父母がいる場合は、父母（２名）が生計維持者となります。

表１　評定平均値

区　　分	評 定 平 均 値
大学・短期大学に入学する者 （既に入学している者を含む。）	高校１～２年時（既卒生の場合は高校１～３年時）の履修科目の評定値合計を全履修科目数で除したもの（教科「総合的な学習」を除き、小数第２位を四捨五入。）
高校・高専に入学する者 （既に入学している者を含む。）	中学３年時の全教科の評定値合計を教科数で除したもの（小数第２位を四捨五入。）

表２　所得基準（※世帯構成により異なります。申請後、提出書類に基づき判定します。）

算定基準	以下の算定方式で算出した生計維持者の貸与額算定基準額が、日本学生支援機構（JASSO）の進学前（予約採用）の第一種奨学金家計基準額の１．４倍以下であれば、所得基準を満たすものとします。 【参考：令和８年度時点での貸与額算定基準額】 日本学生支援機構（JASSO）の進学前（予約採用）の第一種奨学金家計基準額：189,400円 189,400×1.4＝265,160円
算定方式	貸与額算定基準額 =(課税標準額)【*1】×６%-(市町村民税調整控除額)【*2】－(多子控除)【*3】－(ひとり親控除)【*4】

【*1】(課税標準額)

住民税の課税情報(課税証明書等)で確認します。

生計維持者が２名となる場合は２名の合計額となります。

【*2】（市町村民税調整控除額）
住民税の課税情報（課税証明書等）で確認します。
生計維持者が２名となる場合は２名の合計額となります。

【*3】（多子控除）
生計維持者が２人を超える子どもを扶養している場合、２人を超える子ども
１人につき４０，０００円を控除します。

［例］生計維持者が「出願者」と「中学１年生の弟」、「小学５年生の妹」、「小学３年生の弟」の４人を扶養している場合の控除額は（４－２）人×４０，０００円＝８０，０００円となります。

【*4】（ひとり親控除）
ひとり親世帯に該当する場合に４０，０００円を控除します。

３　貸付金額

（１）月額奨学金

大学・短大 ……　４０,０００円　　高校・高専 ……　１８,０００円

・初回は４月分と５月分を４月下旬にまとめて振り込みます。

（２）入学一時金

・希望者には入学一時金を加算して貸付けます。（入学年度に限る。金額は表３から選択。）

・入学一時金は、初回振込時にあわせて振り込みます。

表３　入学一時金

区　分	金　額					
大学・短大	40,000円	80,000円	120,000円	160,000円	200,000円	240,000円
高校・高専	18,000円	36,000円	54,000円	72,000円	90,000円	108,000円

４　貸付期間

・在学する学校の正規の修業期間です。

・休学したときは、休学の期間については月額奨学金の貸付けを休止します。

５　奨学金の返還

・奨学金は無利子です。

・貸付期間終了後、１年を経過した後に、月賦により返還を開始します。

・毎月の返還額　　大学・短大 …　２０,０００円　　高校・高専 …　９,０００円

・奨学金は定められた期限内に必ず返還しなければなりません。返還された奨学金は、次の奨学生の奨学金となる大切な原資です。

・月賦による返還を定められた期限内に行わないときは、未返還金を一括して返還するよう求めることがあります。また、民法の定めるところにより遅延損害金を徴することがあります。

６　申請手続き

・申請書等は、推薦調書を作成する学校に提出してください。

・奨学生推薦調書を作成する学校及び提出書類については表４を確認してください。

・奨学金貸付申請のために提出した書類に記載された個人情報は、当該奨学金関連の事務以外の目的に利用することはありません。

表４　提出書類

区分 ＼ 提出書類		大学・短大		高校・高専	
		入学生	既に入学している者	入学生	既に入学している者
１	申請書	入学生用奨学金貸付申請書（様式第１号）	在学生用奨学金貸付申請書（様式第２号）	入学生用奨学金貸付申請書（様式第１号）	在学生用奨学金貸付申請書（様式第２号）
	添付書類	申請書の「世帯状況」に該当項目がある場合は、該当していることを証明する書類の写し			
２	推薦調書	奨学生推薦調書（様式第３号）			
	推薦調書を作成する学校	卒業(見込)の高校	卒業した高校	卒業(見込)の中学校	卒業した中学校
	添付書類	高校の成績証明書	高校の成績証明書及び在学している大学等の成績証明書	中学校の成績証明書	中学校の成績証明書及び在学している高校等の成績証明書
３	世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの、マイナンバーが記載されていないもの）				
４	世帯全員の所得証明書（マイナンバーが記載されていないもの）				

７　申請期間及び方法

令和８年１１月２日（月）から令和９年２月１０日（水）まで

（注）申請書等は、学校が下関市教育委員会（学校教育課）へ持参または郵送により提出（持参の場合は最終日１６時３０分までに持参すること。郵送の場合は、申請期間内必着のこと。）

８　奨学生の決定

・審査会で選考し、３月上旬までに決定します。

・選考結果は推薦調書を作成した学校を経由して本人に通知します。

・採用になった場合は、令和９年４月１４日（水）までに、次の書類を教育委員会学校教育課へ提出してください。書類提出が遅れると、奨学金の振込み時期が遅くなります。

（１）誓約書、（２）住所届、（３）振込口座届、（４）在学証明書、

（５）連帯保証人に関する書類（住民票の写し、納税証明書、所得証明書、印鑑登録証明書）

・連帯保証人は２人必要で、そのうち少なくとも１人は市内に居住する人でなければなりません。

上記の（１）誓約書に、各連帯保証人が署名・押印（実印）してください。

連帯保証人の要件は次のとおりです。（①～④のいずれにも該当すること。父母の両方が連帯保証人になることはできません。）

①成年に達していること。
②独立の生計を営んでいること。
③前年度分の市町村民税を完納していること。
④債務を弁済できる資産又は確実な収入を有すること。

9　その他

・採用決定後、任意で面接を実施することがあります。
・他の奨学金と重複して申請することはできますが、奨学生に採用された場合は他の貸与型奨学金との併用はできません。
・修学期間中は、毎年、成績証明書の提出を求めます。
・学業成績又は生活態度が不良であるとき、卒業の見込みがないと認められるとき等は貸与を停止します。停止された場合は、奨学金は翌月末までに一括して返還しなければなりません。
・奨学金返還は、納付書払いになります。金融機関によっては手数料がかかる場合があります。口座振替には対応していません。

１０　問い合わせ先

下関市教育委員会　教育部　学校教育課　　℡（０８３）２３１－１５７０
〒７５１－０８３０　下関市幡生新町１番１号

≪下関市奨学金以外にも各種奨学金制度があります≫
制度により貸付額や申請方法等は異なります。

【その他の奨学金制度】

○ 日本学生支援機構奨学金　… 日 本 学 生 支 援 機 構
（問い合わせは在学する学校の奨学金担当窓口へ）

○ 山口県ひとづくり財団奨学金　… 山口県ひとづくり財団奨学センター　℡ 083-933-4770

○ 母子父子寡婦福祉資金（修学資金）… 下関市こども家庭支援課　℡ 083-231-1358

○ 生活福祉資金（修学資金）　… 下関市社会福祉協議会　℡ 083-232-2001